

事項	旧制度	新制度	備考
障害年金	<ul style="list-style-type: none"> <li>○20歳前障害者 障害福祉年金</li> <li>○障害年金額           <ul style="list-style-type: none"> <li>①国民年金 拠出制障害年金 1級 59,775円(月額) 2級 47,817円(月額)</li> <li>障害福祉年金 1級 38,400円(月額) 2級 25,600円(月額)</li> <li>②子の加給(厚生年金保険のみ、国民年金はなし) 1子 5,000円 2子 10,000円 3子以上10,000円+ 1人増すごとに2,000円</li> <li>③厚生年金保険 1級 定額部分+ 2級 報酬比例部分 3級 報酬比例年金のみ</li> <li>○厚生年金保険の事後重症制度 初診日から5年以内</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害基礎年金</li> <li>①基礎年金 1級 62,500円(月額) 2級 50,000円(月額)</li> <li>②子の加算 1子 15,000円 2子 30,000円 3子以上30,000円+ 1人増すごとに5,000円</li> <li>③厚生年金保険 1級 基礎年金+ 2級 報酬比例年金 3級 報酬比例年金のみ</li> </ul> <p>初診日から65歳になるまでの間</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○扶養義務者の所得制限は撤廃</li> </ul>
遺族年金(母子年金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○受給対象者           <ul style="list-style-type: none"> <li>①国民年金 有子(18歳未満)の妻、 準母子(姉と弟等)、 遺児</li> <li>②厚生年金保険 妻、夫(60歳以上)、 18歳未満の子、父母・祖父母(60歳以上)、孫</li> </ul> </li> <li>○遺族年金額           <ul style="list-style-type: none"> <li>①国民年金(母子) 67,817円(月額) (子2人の場合)</li> <li>②厚生年金保険 (定額部分+報酬比例部分)×1/2 平均標準報酬月額20万円 20年加入の夫死亡の場合 75,317円(月額)(子2人の場合)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①基礎年金 有子の妻、18歳未満の子</li> <li>②厚生年金保険 妻、夫(55歳以上)、18歳未満の子、父母・祖父母(55歳以上)、孫 夫、父母、祖父母については60歳から支給</li> <li>①基礎年金(母子) 80,000円(月額) (子2人の場合)</li> <li>②厚生年金保険 (基礎年金の上乗せ) 報酬比例年金×3/4 平均標準報酬月額20万円 20年加入の夫死亡の場合、基礎年金とあわせて108,100円(月額)(子2人の場合)</li> </ul>	<p>○子なし妻、夫、父母、祖父母、孫には厚生年金保険から報酬比例年金の3/4を独自給付(中高齢子なし妻には加算あり)</p>

事項	旧制度	新制度	備考								
老齢年金	<ul style="list-style-type: none"> <li>○給付単位 世帯単位</li> <li>○被用者世帯(夫婦)のモデル年金額 (32年加入)(資格期間20年)           <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>1.5万円</td> <td>8.1万円</td> </tr> <tr> <td>7.7万円</td> <td></td> </tr> </table> <p>(夫名義) 17.3万円(月額) 現役の平均賃金に対する割合68%</p> </li> <li>○自営業者世帯(夫婦)のモデル年金額 期間比例 6万円程度~10万円弱 (月額)(10年~25年加入)</li> <li>○年金額のスライド (臨時措置) 厚生年金保険 11月 国民年金 翌年1月 加算額はスライドなし</li> <li>○在職老齢年金 標準報酬 9.2万円以下 80% 9.8万円~12.6万円 50% 13.4万円~15万円 20%</li> </ul>	1.5万円	8.1万円	7.7万円		<p>個人単位</p> <p>(40年加入)(資格期間25年)           <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>6万円</td> <td>7.6万円</td> </tr> <tr> <td>5万円</td> <td></td> </tr> </table> <p>(夫名義) 17.6万円(月額) 現役の平均賃金に対する割合69%</p> </p>	6万円	7.6万円	5万円		<ul style="list-style-type: none"> <li>○資格期間延長については経過措置を設ける</li> <li>○60~64歳までの間は厚生年金保険から別途給付</li> <li>○給付の変更は20年の期間をかけて徐々に行う</li> <li>○65歳以上の繰り下げ請求に対しては割増年金を支給</li> <li>○基礎年金の額は保険料未納期間がある場合は一定の割合で減額</li> </ul>
1.5万円	8.1万円										
7.7万円											
6万円	7.6万円										
5万円											
婦人の年金	<ul style="list-style-type: none"> <li>○サラリーマンの被扶養者たる妻           <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民年金に任意加入が認められている</li> <li>・任意加入していない者は年金に結びつかない</li> </ul> </li> <li>○サラリーマンの被扶養者たる妻の保険料 国民年金に任意加入した場合個別に負担</li> </ul>	<p>基礎年金に当然加入することにより全ての妻に固有の基礎年金を保障</p> <p>厚生年金保険制度がまとめて基礎年金に提出</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○従来の国民年金の加入期間は基礎年金に引き継ぐ</li> <li>○妻は個別に保険料を負担しない(健康保険の被扶養者と同様の扱い)</li> </ul>								

# 第一部 対談と講演

事項	旧制度	新制度	備考
財源	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保険料           <ul style="list-style-type: none"> <li>①国民年金(自営業者) 6,220円(昭和59年度)</li> <li>②厚生年金保険(サラリーマン)               <ul style="list-style-type: none"> <li>男子 10.6%</li> <li>女子 9.2%</li> <li>(59年6月～9.3%)</li> <li>坑内員 11.8%</li> </ul> </li> </ul> </li>   <li>○国庫負担           <ul style="list-style-type: none"> <li>①国民年金 1/3</li> <li>②厚生年金保険 20% (実質16～17%)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基礎年金(自営業者) 6,800円(昭和59年度価格)(61年4月～)</li> <li>②厚生年金保険(サラリーマン)           <ul style="list-style-type: none"> <li>男子 12.4%</li> <li>女子 11.3%</li> <li>坑内員 13.6%</li> </ul> </li> </ul> <p>(60年10月～)</p> <p>基礎年金 1/3</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○サラリーマン及びその被扶養妻の保険料は、厚生年金保険制度から一括支払い。女子の保険料は毎年0.15%ずつ引き上げる</li> </ul> <p>○国庫負担は基礎年金に集中</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○既裁定年金</li> <li>○死亡一時金(国民年金) 2.3万円～5.2万円</li> <li>○厚生年金保険の特例           <ul style="list-style-type: none"> <li>①厚生年金保険の女子の支給開始年齢55歳</li> <li>②15年の中高年加入期間の特例</li> <li>③坑内員・船員の期間計算(4/3倍)の特例</li> </ul> </li> <li>○審議会           <ul style="list-style-type: none"> <li>国民年金審議会</li> <li>社会保険審議会</li> <li>(厚生年金保険部会)</li> </ul> </li> </ul>	<p>従来通りの取扱いとし、今後ともその水準を維持する</p> <p>10万円～20万円</p> <p>15年かけて男子と同じ60歳に引き上げる</p> <p>一定の経過措置により廃止</p> <p>年金審議会</p>	

(注) 年金額は昭和59年度価格

小山 國際通算のない年金というのは、この國際化時代において、そふさわしくないです。最後に、積立金の運用の問題ですが、保険料拠出者の意向を代表させるというのは、かねてから厚生年金部会でも強く主張しています。大蔵サイドは全然取り合わないですね。

吉原 大蔵サイドの壁は厚いですね。やはり統一運用という原則、公の資金、さらに、国の信用、制度で集められた金ですので、統一運用の原則は絶対に崩したくない、崩すべきでないという考え方を持っています。意向の反映についてはいまでも資金運用部資金の委員の中に小山先生など年金制度についての学識経験をお持ちの方も入っておられますし、大蔵省の理財局長の懇談会の中にも年金関係者の方に入っていたらいい。そこで十分ご論議を伺っていたいというのが大蔵省のいい分です。しかし、一步でも前進するようにということで、いまも大蔵省と協議しています。

小山 郵政省が同じようなことを言っています。大蔵省にはどちらか一つが後退するとガタガタになるという意識がありますね。吉原 年金をやれば、郵便貯金に波及する。そうでなければ日本の財投制度は崩れてしましますからね。

小山 それならば、財投がこれまでのようになるのかという基本論なんですよ。現在このように金融が緩和していますと、高い利息で借りなくても、民間で幾らでも安く貸してくれますね。吉原 そういう面からも現在の財投のあり方そのものが問われてきていますね。単に郵便貯金や年金積立金の自主運用という問

題以外に、国際的な金融の自由化、そうした背景もあって、財投制度を根本的に考え直さなければならないかという意識は、大蔵省もいやがおうでも持たざるを得なくなっています。

小山 今度、厚生年金基金の資金運用に外国系の信託会社が働きかけをしてなんとか入りたいという声や、証券取引所の会員権を外国の証券会社が取りたいという、金融の国際化がますます不可避の方向で出てくると、厚生年金の積立金についても一糸乱れ法律で定めてというわけにはいかなくなると思います。

吉原 そう思います。

小山 一月に国会が再開されて、予算審議が始まる。予算審議の合間を見ながら年金の審議を参議院で進めていただきたいと思いますが、二月ころには上がりますか、見通しはいかがですか。吉原 参議院の本会議での趣旨説明までは年内にやっていますが、社会労働委員会に付託になりましたが、できるだけ早く委員会での提案理由説明をやつていただいて二月ころには上げていただきたいのです。それが無理なら遅くとも年度内、つまり三月にはぜひ成立させていただきたい、六十一年四月からの実施が円滑にいくようお願いしたいのです。一月、三月といいますと衆参両院で予算審議をするときですので、予算委員会が毎日聞かれるところになります。いわばその合間をぬって社会労働委員会をやっていただくということになりますので、たいへんなことだと私は思います。三月いっぱいにはこの法案をぜひ成立させていただきたいと思っています。

(60・1・14付 週刊社会保障から転載)

## 5 対談 年金改正法の成立と今後の展望

昭和六十年五月

吉原 健二（厚生省年金局長）  
小山路 男（上智大学教授）

関係者の努力で成立へ  
自営業者の二階建てなどは宿題に

かわって、厚生省なり、自民党としては、予算委での予算案の審議と並行して社労で法案審議をしてもらい、年度内の三月末までに法案を成立させたいということと努力しましたが、実際に審議に入ったのは三月二十六日でした。

その後、四月九日、十六日、それから十九日に連合審査をし、四月二十三日に参議院社労で可決ということになりました。四月にすれば込んでしまいましたが、準備期間一年の確保をでき、おかげさまで、会期内に成立させることができました。たいへんありがとうございました。山口さんが考えておられたより成立は遅がなく思っております。今の私の気持を率直に申し上げますと、この改正に、文字どおり命をかけてこられた山口さんにも喜んでいただけると思います。山口さんが考えておられたより成立は遅れましたが、また、小山先生を初め、この法案の立案から国会提出、そして、国会へ提出したのち、ご指導、ご心配をいただき、参議院では本会議で趣旨説明までやったのですが、その後、年が吉原 最初に法律の成立までの経過を申し上げておきますと、衆議院で昨年十二月の通常国会の冒頭で本体部分が可決しました。参議院では本会議で趣旨説明までやったのですが、その後、年が

この場を借りてお札を申し上げます。

この法案は、内容もさることながら、国会へ出してから予想をこえる難産として、いわば成立までの過程、審議の取り運びは、前例のない異例なこととの連続でした。前の国会で継続審査になり、その後、閉会中の審査、そして、十二月冒頭での衆議院通過、スライド部分の分離成立、参議院で予算委と並行しての法案審議、大法案の四月成立ということです。そうした意味で、本当に感無量です。

小山 たいへんだったようですね。異例づくめ。

吉原 異例の審議を進めていただきました。それだけに、非常にご苦労をおかけした方々、ご心配をおかけした方々が多いわけです。

これは、皆さん、この法案はどうしても成立させなければならぬという気持で努力していただきましたので、こうした形で成立できただと思います。ありがとうございます。

小山 衆議院の修正では、スライド部分を切り離してとりあげ実施すること、そして、子なし寡婦の遺族厚生年金について、死亡時三十五歳以上の寡婦について四十歳から三万七千五百円の加算、三級障害についても三万七千五百円の最低保障が修正で加わった。さらに、遺族の範囲を若干引き上げ、父母等にもよくした。また、妻が六十五歳前の老齢年金の将来の水準については、配偶者加算を一万円かさ上げしたというわけです。

このほか自営業者等の保険料の検討ということと、二階建て部分をつくれないか。これは所得比例部分ですね。検討をするとい

うことを法律に書いたのでしたね。また、学生の取扱いについても必要な措置を講ずることも書いたわけで、これらは宿題として残ったわけですね。

四月二十四日に成立しました参議院の修正ですけれども、まず、坑内員と船員の期間特例の廃止問題は最後まで抵抗があつたようですね。これは五年間だけ十分の十二倍ということですか。

女子保険料修正は負担の激変緩和に

吉原 そういうことです。その後は政府案どおり廃止になります。つまり、一挙に廃止するのではなく、段階的に廃止するようにしてほしいということで、新法施行後五年間は十分の十二倍で計算する。いままでは三分の四倍ですので、一・三三倍だったのですけれども、今度は一・二倍ですね。つまり、倍率を落として五年間だけ残す。その後はまったく廃止して、ゼロにするということです。

小山 そう書いてあるのですか。

吉原 五年間だけそういう措置をとると書いてあるのです。小山 この問題については、社会保険審議会の厚年部会から、一部の労働者側委員が官民格差どころではなく民民格差だという抵抗があり、往生したのです。支給開始年齢をいじらないかわりに、三分の四の被保険者期間の特例だけは呑んでもらいたいということで審議会は通したのですが、うまくいかないです。

吉原 この特例措置の廃止については衆議院の段階でも、たい

それから、女子の保険料率の引上げ幅は〇・五ヶチャれて一・五ずつになりましたね。衆議院段階で織り込みましたのですか。

吉原 いえいえ、そんなことはないです。衆議院を通すときに民社党が賛成をしましたけれども、参議院の段階で、ぜひ先ほどおっしゃったおりました。政府原案は千分の一・一七つという引上げ幅になつたのですが、少し緩やかのことと、一・五にしたわけです。従来は一・一七つ上げてきたわけですから、いわば、その間をとつて一・五になりました。

小山 千分の一の二の場合で、追いつくのに何年かかるのですか。

吉原 男女が一緒になるのは千分の一で六十六年だったと思います。それが六十八年になる。緩やかにすることによって、一年ほど先に伸びます。

一人一年金ですべて整理  
妻の任意加入は基礎年金に接続へ

小山 つぎに意外だったのは、障害年金受給権者の国民年金加入期間の問題です。これまで厚生年金で二級障害であれば、国年に任意加入していたのですね。

吉原 任意加入していた人の数はつきりわからないのですが、三級に限らず一級、二級の人も含めて厚生年金の障害年金を受けている人の一割ないし二割ぐらいの人が国民年金に任意加入をし

ていたようです。その人達は、自分の障害年金と同時に、任意加入したことによって国民年金の老齢年金も受けられるという期待をもつて、また、そういうようにいわれて入った。ところが、今度の制度で一人一年金ということになり、どちらか一方、実際に障害年金の方が高いですから、障害年金しかもらえないということになる。これは納得できない、あまりに気の毒ではないかということです。

小山 こういう細かいところはさすがと思いましたね。現実にそういうケースがあるって、それを国会がわかつっていた。

吉原 この問題については、私は考え方としては、「一人一年金で整理する」というのは必要なことですし、それなりに筋が通っていると思うのですが、国民の素朴な感情として、特に障害者的人が年金を二つもらえるということで任意加入をしてこられた。それが、果然、無駄になつてしまふのは、率直な気持としては申しわけない。ただ、今度の改正で障害年金全体がたいへん良くなつてゐるわけですから、なんとかご理解をいただきたいと申し上げたのですが、反面、今までの保険料がまったく掛捨てになつてはならないという気持もぬくいきれず、修正に応じたのです。

小山 修正の内容は一時金になりましたね。

吉原 年金の併給というわけにはいきません。といって、保険料を一人一人計算して返すこともできないため、実際には一時金の形で保険料の一部をお返しをするような形の給付にしたのです。

小山 これはなるほど、こういうこともあるのかと思いました。

妻の任意加入は、掛けた分を上乗せするのですね。

済情勢の変化についても感じていかなければいけないということですね。

吉原 ご承知のように、この趣旨は本則の中に明記してあるのですが、改めて附則に基礎年金についても同趣旨のことを書いてほしいということです。

小山 また、厚生年金の保険給付について「国民の生活水準、賃金その他の諸事情に著しい変動を生じた場合云々」で、そのときは速やかに改正の措置を講じろといっています。

### 宿題事項多いのも特徴

#### 20歳未満の自営業は厚年がらみ

吉原 賃金の上昇に対応した年金額の改定は、何も法律に書かなくても、従来厚生年金では賃金の再評価もし、そのことによつて標準報酬に対して六〇%の水準を維持してきます。今後もそのように行つていくことを国会で大分申し上げましたが、社会党から何としても、賃金スライド的な考え方を法律の上に出るようにしてもらわなければ通すわけにはいかないという議論が出てね。

小山 四十八年の厚年法の改正のときにも、社保審でどうしても賃金にしろという意見がありました。それで僕は苦労して「賃金たる標準報酬月額の六割を目途とする」という文章を入れて納得してもらつた記憶があります。

ただ、いまアメリカではダブル・インデクセーションの問題で、

吉原 サラリーマンの妻の任意加入の場合は、将来の老齢基礎年金に引き継がれます。障害年金の場合はそれがあいません。小山 基礎年金について検討しろというのは、修正案で法文上明示したことですね。

吉原 これも、法律の中に、将来の検討課題として明記しました。

小山 修正の「社会経済情勢の推移とか、世帯の類型等を考慮して今後検討する」というのは従来も再計算のたびに行つていたわけですね。

吉原 同じことなのですが、これも経緯がありまして、今回の政府案が、特に社会党、公明党からの批判なのですけれども、基礎年金の五万円は低い、生活保護基準よりも低いということを衆参を通じて大分問題にされました。同時に国庫負担が、制度発足当初はそれほど変わらないのですが、将来は全体の給付が抑制されるわけですから、国庫負担もいまの制度のままよりも減るのは当然なのですから、国庫負担は将来相当減るのではないか。

一方、老齢福祉年金などの国庫負担が今後減っていくのだから、もつと基礎年金に対する国庫負担を上げると。そうでないと四年で五万円といつても、免除とか滞納によって五万円に達しない年金、無年金者が多く出てくるのではないか、今すぐそれがむりなら、将来の検討事項であることを法律の中ではつきり書いてほしいという要求がたいへん強かつたのです。最終段階まで。

小山 私も国会で参考人として「この法律が仮に成立しても絶えず見直さなければ」と発言しましたが、年金というものは社会経

賃金が上がれば改定する、物価が上がれば改定するというよう両方ダブつて改定するのはたまらないという議論がありますが、この点はどう考えられますか。

吉原 社会党には、現在の五年ごとの再計算のときだけでなく、毎年のスライドについても、今の共済や恩給のように物価スライドだけでなく賃金もやれという主張が根っこにあります。厚年、國年はこれまでも物価ですし、今度も五%以上の消費者物価でやることになっていますが、それも本来賃金でやるべきだという主張ですね。しかし、毎年毎年賃金スライドというのは、いろいろ議論があるところだと思いますね。

小山 二十歳未満の自営業者の国民年金任意加入という問題ですが、これもわからないですね。二十歳から六十歳までは四十年でしょう。つまり、厚生年金では十八歳で雇われても厚年期間がつくという意味からでしょう。

吉原 そうですね。義務教育を終えて、あるいは高校を終えて自営業に入る人もいる。金額は少なくとも自分の収入があるため、その人たちも国民年金に加入できる道を開けばいいではないかということです。これは公明党がいいだしことです。二十歳から六十歳までの四十年間のうち、一年でも一ヶ月でも欠ければ五万円に満たない。二十歳前の加入を認めれば早く卒業できるし、多少の余裕ができるのではないかということが理由のようですね。

さらに、二十歳前に障害になつた場合には障害年金が受けられるようになるからです。

小山 二十歳前の障害を今度は救うのですから、別にそれは関

係がないのではないか。

吉原 二十歳前でもすぐに障害基礎年金が出るようになつたためです。

小山 そうですか。親がいなくてもすぐに出るからですか。

吉原 しかし、これについては、そう簡単な問題ではなく、基本的な仕組みにかかる問題です。基礎年金の被保険者期間、加入期間をどのようにするかがあります。たとえば、十八歳で加入し五十八歳で四十年満たせばその後の加入はどうするのか。そこで切るのか、あと一年の加入を認めるのか認めないのかという問題もあります。仮に認めるとなれば、年金額は五万円より高くするのか、高くしないのかという問題も出できますので、簡単にはいかない問題です。

公明党の主張としては、いますぐ任意加入の途を開けないということですが、基本にかかる問題もあるため、検討させてもらいたいということで、検討事項にされています。

小山 検討事項というのは、修正になるのですか。

吉原 修正になります。法律の中に検討事項も明記されましたので、法律の修正事項の一つです。

小山 それは、たいへんですね。

吉原 今度の法案は衆議院と参議院あわせて、検討事項、いわば宿題とされたことがたいへん多いです。基礎年金の水準の問題と費用負担の問題、自営業者の保険料の問題、学生の問題、二十歳未満の自営業者の問題と、四つの宿題になつています。

#### 国民が周知した改正案に 現行国庫補助でも三分の一の税方式

小山 これだけ大きな改正が一年と少しで成立したのですから、国会や国民がだんだんわかつてくると、これはたいへんだということになる。一つは不安なのでしょうね。

吉原 そうですね。私どもとしては前の国会でぜひ成立させていただきたかったのですが、それが約一年遅れになりました。しかし、その間に、この法案の持つ意味、具体的な中身が国民に知られてきたということがありますね。それだけに、逆にそれぞれの立場での、問題点が出てきました。それが衆議院や参議院での議論に反映してきました。それはそれでよかつたとも思いますね。

小山 私もそう思います。こんなはずではなかつたと、あとからいわれるよりは、今回の改正は厳しい改正だということを皆さんがわかつた上で審議してもらわないと。

吉原 その点も、政府がすぐ基礎年金が五万円になるような宣伝をしていることはけしからんという指摘もいたいでいます。私どもはみんながすぐにだまつて五万円をもらえるということをいつているつもりはないのです。

小山 四十八年の例の五万円年金のときも、全員の年金が五万円になるように思ってやつたこともありました。年金についての国民の理解度というのはその程度ですね。

吉原 特に保険料拠出方式をとつていていますため、四十年間保険料を納めなければ五万円をもらえない。そのため、制度の仕組みとして社会党が一番問題にした点です。

小山 しかし、社会保険方式をとる以上、拠出に無関係に五万円を全部出したら問題ですね。

吉原 そういうことです。社会党は、社会保険方式をとること自体が問題である、本来は、基礎年金は税方式でやれというのが主張ですが、さすが社会党も、そうはいつてもすぐには無理だろうということはわかつておられる。そこで、だんだんと国庫負担率を上げて、税方式に近い形にもつていくべきだというのが、最終的な主張だったんですね。

小山 三分の一の国庫補助があるため、はつきりいえば三分の一は税方式になつてているといえますね。

吉原 そういうことです。

小山 その場合、どの程度まで税で負担しきれるかという問題がある。

吉原 その三分の一も、滞納した場合には国庫負担はつかない。社会党の主張は、一定の年齢に達すれば一定の年金が税金でもらえるという考え方のようですが、そうなると、根っここの議論にまた戻つて、はたしてそういう方が日本でいいのかどうか、また、それのかどうかなどいふことですね。

基礎年金と給付の抑制は最大の眼目

小山 一部の学者の中には、目的税によって基礎年金部分の国庫補助ができるだけふやしていくべきだと主張する若い学者もいます。考え方としてはわからないわけではないが、考え方だけではどうにもならないのです。現実に税負担をしてもらう国民の合意が得られるかどうかという話ですからね。今度の改正は、基本的な枠組自体に変更はなかつたと理解していいわけですね。

吉原 基本的な枠組自体については議論はいろいろ出ましたが、原案の考え方方がご理解いただけたと思います。さきほども申し上げましたが、基本にかかる問題は今後の検討事項として法律の中にはつきり書かれましたので、納得されたんだろうと思います。

小山 僕は、障害者の国年任意加入については気がつかなかつた。いろんなことがあるのですね。

吉原 理屈としては、一人一年金の原則でやむを得ないとといふことですが、年金制度を国民に理解してもらい、参加をしてもらおう。そして、支えてもらうということで、国民年金もここまできたわけです。この問題は理屈だけでは割り切れない感じがします。その点については、素直に修正に感じさせてしまいました。

小山 今回の改正は、改正というより僕は改革と呼んでいますが、これだけの大きな改革にしては、不協和音が少なかつたと思いますね。

吉原 いろいろな意見が出ましたが、こうした方向での改革については、ごく一部の野党を除いては、社会党も含めてご理解してもらえたと思います。最終的に民社は賛成、社会・公明は反対だったのですか、中身の基本的な考え方や方向は、理解していただいたと思います。

小山 基礎年金、そして、一人一年金の原則、給付水準の将来にわたる抑制などは今回改革の最大眼目ですからね。

吉原 その給付水準の抑制、適正化ということですが、具体的には、たとえば国年については、これまで保険料を二十五年納めて五万円近い年金がつきました。今後は、二十五年近く保険料を納めてもこれからさらに六十歳までの期間、最長十五年間納めないと五万円もらえない。保険料を四十年納めなければ、逆に五万円が減っていくことになります。ただ、この人たちはまだ年金を受けているわけではなく、また、これらの物価上昇や、賃金の上昇に見合って五万円が上がっていくため、実際に年金を受けとるとときに五万円より低いということはあまりないと思います。

仕組みとしては、非常にきつい仕組みになっていますね。

小山 そうですね。

吉原 厚生年金の場合には金額ではなく、計算方式が書いてあるだけですが、国民年金の場合には、何年納めた場合にいくらもらえるということがはっきりしています。今までと同じ金額の年金をもらうためには、これまでより長い期間、そして高い保険料を払わなければならないことになります。これが、国民のみなさんに分かっていただきたい点です。

#### 物価スライド含め来年四月実施へ

小山 改正案は、来年四月実施ですね。四月実施のときは物価スライドを織り込んでスタートするのですか。

吉原 そうです。六十年度の物価スライドが特例的に三・四%に決まりまして五十七、五十八、五十九年の三ヵ年の消費者物価の積残し分が一・三%ほどまだ残っています。その分がどのようになるかということですが、六十一年四月から新制度発足のとき、過去の物価上昇率だけ年金額をスライドすることになります。

小山 それで一件落着になるわけですが、実際としては、これからが忙しいのでしょうか。それから、局長は所管外だと思いますが、共済年金改正案が国会に提出されていますね。

吉原 そうです。これらの問題は、一つは今お話のあります

た共済のことと、ようやく四月二十日に共済四法案が国会に提出されました。まだ、審議に入っていますが、私どもの気持ちとしては何としても今国会でぜひとも成立させてもらいたいと思っています。しかし、状況としては非常に難しい情勢のようですが。

小山 連合審査のときに、年金に対する課税の問題が議論になりましたね。あれはどういうことですか。

吉原 年金受給者に対する課税が今一般的のサラリーマンの課税に対して非常に不公平、不均衡になってしまっていると大蔵省がいつている。年金は給与所得の扱いになってしまっているのですが、一般的の給与所得の扱いのほかに、老年者年金特別控除というのがあります。六十五歳以上の年金受給者については年間七十八万円まで所得から控除されることになっています。そのために、夫婦二人の場合に百万円ぐらいの課税最低限に達しないが出てきます。

#### 課税は好ましくない提案

厚生基金の課税は共済改正後の問題に

小山 六十五歳以上で一千円以下以下の所得であれば、また控除

がありますね。

吉原 実際に働いている現役サラリーマンに比べて非常に不公平であるため、税制審議会などもこれを見直すべきという意見が出ているようです。そこで、年金の仕組みも今回のように大きく変わる際に、年金課税のあり方を再検討したい、ということを考えはじめているようです。正式には、大蔵省が決めたといいい方はまだしていませんが、どうもそのような考え方を持つているようです。

これに対しても私どもは、少し待つてほしいといつてます。一つは今の年金課税のあり方についてはいろいろ議論があるが、今年の税制改正、租税特別措置法の改正で、さきほどの老年者年金特別控除額、これは四十八年に制度ができて、「一年」として延長されましたが、今年もその期限が切れ、六十二年末まで延長するという税法改正がこの三月に通ったばかりです。それにもかかわらず、六十一年からまだ根っこから見直すというのはおかしいのではないかということです。そして、年金制度をこれだけの厳しい、大きな改正をしようとしているときに、年金受給者に不安を与えるような年金課税の改正を打ち出すことは時期的にも非常によくない、まずいではないかということです。また、必ずしも今度の年金改革と年金課税がリンクして結びつく話ではないことを申し上げておきます。

小山 以前私が税制調査会にいたときにも年金に対する非課税要求を何度も出しましたが、どうも、金がなくなってくると、なんでも税金を取りたくなるらしいですね。

吉原 他の不合理さをそのままにしておいて、年金課税だけがいかにも大きな不合理があり、それを来年から、すぐ見直さなければならぬという取組み方には、問題があると思います。

小山 全般が変わるなら、まだしもですがね。

吉原 税制全般の見直しの中で、年金課税の問題も多少の見直しがあるかもしれない。他の問題をそのままにしておいて見直すというのは納得できない。

小山 税制に関連してもう一つお伺いしたいのは、厚生年金基金の積立金に関する問題です。あればどうなのですか。

吉原 あれは、共済年金改正案が成立した後の問題になります。つまり、現在の一%の問題といふのは、共済年金の水準を超える企業年金である厚生年金基金の積立金について一%の課税をするということになっていることです。

今回共済年金の水準が厚年並みに下がつてくると、課税される範囲が広がります。

現在は、よく一部の基金だけが課税されていますが、課税対象になる基金が非常にあえる。したがって、基金、あるいは基金の積立金に対する課税は、共済年金改正案が成立したときに考え直す必要があると思っています。現在のままででは課税が強化されることになりますが、今後の企業年金のあり方を考えると、共済年金が変わったからといって、すぐ課税が強化されていいかということになりますね。これは、また、たいへん問題があります。

小山 たしか、共済年金は厚生年金部分の一割増しを三階部分に乗せるのですよね。

維持していくことも容易ではないと思います。

小山 そう思います。

吉原 保険料率も千分の一・二四から出発して千分の三〇〇近くまで上がることが前提ですからね。たいへん苦しい努力が必要だと思います。保険料率が千分の一〇〇を超える時点で、負担との関係で一度いろんな面での議論が出てくるのでしょうか。

小山 そうでしょうね。しかし、千分の一〇〇を超えるというと、再計算はあと二回ですか。

吉原 支給開始年齢の六十五歳の問題も議論が出ました。六十五歳にするということは、定年制がそのようにならない限り絶対ないかという確認の質問もありました。私どもも、雇用の状況との関係を考えながら将来の検討課題であるということで、ひますぐ六十五歳にするということは決めていないのです。

小山 ただ、基礎年金は六十五歳ですからね。配偶者の加給年金は一万円上増しされるため、二万五千円になりますね。それもスライドするのでしょうか。

吉原 スライドします。したがって、厚年の独自の部分を六十五歳から支給するが、その出し方は雇用との関係や、在職老齢年金のあり方についても議論がありましたが、それらとの関連で、もう少しうまい仕組みを考えいく必要があるだろうとは考えています。

小山 在職老齢も、もう少し手を入れてなだらかにできないかといいましたが、やればやるほど難しいですね。

吉原 あまり細かくやるといふが本当にいいのかといふ」とも

吉原 そうですね。共済年金は、二階部分が厚生年金と一緒にないかにも大きな不合理があり、それを来年から、すぐ見直さなければならぬという取組み方には、問題があると思います。

小山 全般が変わるなら、まだしもですがね。

吉原 税制全般の見直しの中で、年金課税の問題も多少の見直しがあるかもしれない。他の問題をそのままにしておいて見直すというのは納得できない。

小山 税制に関連してもう一つお伺いしたいのは、厚生年金基

金の積立金に関する問題です。あればどうなのですか。

吉原 あれは、共済年金改正案が成立した後の問題になります。

企業年金である厚生年金基金の積立金について一%の課税をする

ということになっていることです。

今回共済年金の水準が厚年並みに下がつてくると、課税される範囲が広がります。

現在は、よく一部の基金だけが課税されていますが、課税対象になる基金が非常にあえる。したがって、基金、あるいは基金の積立金に対する課税は、共済年金改正案が成立したときに考え直す必要があると思っています。現在のままででは課税が強化されることになりますが、今後の企業年金のあり方を考えると、共済年金が変わったからといって、すぐ課税が強化されていいかということになりますね。これは、また、たいへん問題があります。

小山 たしか、共済年金は厚生年金部分の一割増しを三階部分に乗せるのですよね。

吉原 そうですね。共済年金は、二階部分が厚生年金と一緒にあります。二階部分が厚生年金と一緒にあります。二階部分が厚生年金と一緒にあります。

吉原 そういうことになります。

今後は年金と老健福祉との整合性も

吉原 これで、一応は年金改正の第一ステップは終ったと思うのですが、いずれにしても、経済、社会情勢がこのまま安定的に、三十年、四十年にわたって推移するという保証はない。

また、高齢化に伴つてどうしても受給者がふえてくる。そうすると、負担してもらう方の利害や受給者とのバランスの問題がどうしても出てくる。率直にいえば、また見直し時期が、あと四、五年後にやってくると思います。千分の一八ずつ上がつてしまい、千分の二九〇見当になる。そこまでいくと、みんながウンとうつてくれるかどうかですね。我慢をしてお年寄りを見てやんなさいといふべきなのか。そうじゃない、みんながいやだといえればしようがないというのか。この辺になると、局長が老人保健部長時代に手がけた老人保健や老人福祉などと年金との整合性を考える時期がくるのでしょうね。

吉原 今度の改正でたいへん厳しい給付水準の見直しを行いましたが、基礎年金を中心には年金額、年金水準が低いという議論もあります。私は、今回の改革案を今後の二十年、三十年先まで

ります。大きな枠組は今回の改正で決まりましたが、在職老齢年金の仕組みや国民年金の一階建てができるのかどうか。うまくできれば結構なことですが、これらの問題もこれから取り組んでいくことになります。

**被用者の妻の事務処理が今後大変に**

小山 五人未満の適用問題はどうですか。

吉原 五人未満適用の問題と被用者の妻である三号被保険者の事務処理の問題がありますが、非常に難しい問題です。

小山 市町村にお願いするより方法がないでしよう。

吉原 そうですが、市町村にお願いするだけでいいのかどうか。これからは被保険者の雇用関係と同時に身分関係もしつかり把握しておかなければ不公平になります。

小山 これまで任意加入していた人には年内に「あなたはいままで任意加入していたが、これからは掛ける必要がない」という内容の通知が行くということを何かで読みましたが、通知するのですか。やはり確認なんですか。

吉原 任意加入という制度がなくなつて強制になる。そして、強制になつても保険料を納めなくていいということ。また、主人が厚生年金の適用者でなくなつたり、あるいは離婚した場合は再び一号被保険者になります。そのあたりの変動をしつかりつかまえておかなければならないですね。

運営、事務処理の面では非常に難しい問題です。これまでの年

金の記録は、保険料を納めた記録だけをつかまえていればいいのですが、今後はそれだけではすまない。住所、氏名、年齢のほかに身分関係の変動、あるいは雇用関係の変動までつかまえなければ、サラリーマンの奥さんに対する年金が成立しないのです。

小山 そうすると、これからが大変ですね。年金局も楽はできないですね。

吉原 ええ。政省令の問題もこれからです。非常に重要な政令事項もあります。実際には共済年金も同時実施ということになるし、拠出金の仕組みや実際に拠出金を集めて国年の特別会計の中に勘定をつくるなどの問題がある。その法律は国民年金特会法の改正ということで、来年の国会に出します。そして、国民年金特別会計の中に基礎年金の特別勘定を設けて、他の勘定と区分して基礎年金だけの経理を明確にすることになります。

そこへ各制度からの拠出金を入れる。

小山 その意味で厚生大臣がいすれにしても基礎年金の内容ははつきりしなければならないという答弁をなさっていたのですか。

吉原 厚生大臣の責任で管理し、他の経理と明確に区分して管理することになります。

小山 そうすると、現在の特別会計の仕組みは変わらないのですね。

吉原 基礎年金のために特別会計を設けることは、実際問題として容易ではないですね。しかし、経理は基礎年金の部分についてはつきり区分けする必要があります。したがって、国民年金会

わけないかないですね。

吉原 当然です。これからがたいへんです。いわば、今回の改正は七十年を目指した統合一元化の第一歩ですからね。すでに、国鉄の問題は、共済年金改正がらみで議論が出始めています。将来、国鉄がどのようになるかといふことが、六十五年を待たずに、にぎやかな議論になってくると思います。

小山 そうでしょう。ともかく、今度の共済年金改正案でも、五年間とか何年しかみられないとかいつてるでしょ。あとは勝手にしろというようないい方ですね。ちょっとと氣の毒だとは思いますが、七十年目途というのは、七十年まで息が抜けないということですね。

吉原 おっしゃるとおりです。

小山 あと十年ですね。

吉原 要するに共済年金の統合は昨年の国鉄を国家公務員で実現した。それが第一歩です。今後、第二歩の共済年金の統合、厚生年金との統合と進んでいくのではないですか。

小山 たいへんなときだ。」「苦労さまで。頑張ってください。

(60・5・13付 週刊社会保障から転載)

計の中に基礎年金だけの特別の勘定をつくる方針はもう決めています。特別会計まで設けるかどうかは、大蔵省との話もあり、もう少し研究させてもらうことになります。

#### 昭和七十年を目指す統合一元化へ

小山 なんといっても、国民の大手な拠出金ですからね。これは明確にし、負担と給付の関係を明瞭にしておかなければ、のちのち困りますね。

吉原 この前の対談の際にも出ました、保険料の免除や運用もきちんとする必要がある。基礎年金をみんなで支えていくことになるのですから、保険料を払える人、払うべき人はきちんと払ってもらわなくては国民年金、基礎年金は存続していくかない。みんなが公平に、みんなで支えるという精神が失われます。

小山 市町村が保険料免除の基準について、かなり裁量権を発揮しているように思うのですがね。

吉原 していますね。裁量の幅があり過ぎて、市町村ごとにアバランスになっているように思います。厚生省もこれまで市町村の行政努力については、免除率よりも検認率に着目し過ぎたきらいがあり、今後、そのような考え方は改めていく必要があります。

小山 検認率といえば、サラリーマンの奥さんが抜けるため、国年担当者が検認率が落ちると大分困っていましたよ。いずれにしても、年金局は法律が通ったとしても、これで万々歳という

# 6 講演 今次年金改革と国民年金

昭和六十年九月

吉原 健二（厚生省年金局長）

## 今回改正の意義

今回の改正が国民年金にとってどういう意味を持つかを話してみたい。

私どもが国民年金をつくる時の夢は、国民年金を全国民のための年金制度にできないかということだった。当時、既にサラリーマンは厚生年金、公務員には国共済があり、このほか公共企業体共済、私学共済があった。しかしながら農林漁業団体共済制度はなかった。國年創設の時から既存の年金制度の加入者を除いた人だけを対象にした制度にするか、あるいは全國民を対象にした制度にするか、一つの大きな問題だった。

厚生省としては、國民年金を名実ともに全國民に適用して、その上に厚生年金や共済制度を乗せる、今でいう「一階建て年金構想」を考えていた。当時は國年の「二重加入」と言い、「一重に加入する仕方も厚年の加入はそのままにして、外側に國民年金を加入させる

方法と、厚年の適用を受けながら、同時に國民年金の適用を受ける、いわば既存の制度の内側に國民年金を適用させることを考えていた。

しかし民間のサラリーマンや公務員には、既に年金制度があるのに、外側にせよ、内側にせよ、一举にまた二重に適用するのはどうかという議論もあって、結局、國民年金は何の年金制度の対象にもなっていなかつた自営業者や農民の年金制度ということであつた。その当時、社会保障制度審議会は、長期間かけて國民年金制度のあり方にについて審議したが、「既存の年金制度の適用を受けていない人を対象にすべきだ」と答申したこともある。われわれの理想は全國民適用を考えながら、差し当たり既存制度の対象者を除いた制度でスタートした。しかし、法律上は、國民年金はあくまでも全國民適用が原則で、当分の間、既存の制度に入っている人は除くということをはつきりさせた。それから二十七年後、ようやく國民年金の全國民適用という我々の夢、理想が実現したといえる。

## 社会保険方式を採用した理由

國年創設時の経験からみても今回のよろんな大改革が果たしてできるかどうか率直にいつて疑問がなかつたわけではない。社会保障制度審議会が五十一年十二月に「二階建て年金構想を建議したが、これが今後の年金改革が実現した一つの大きなきっかけになったと思う。ただ、制度審の年金改革構想は必ずしも國民年金を全国民に適用することではなく、今までの年金制度とは別に全く新しい基本年金制度をつくり、これを全國民の年金制度の一階部分として、その財源は全部目的税—所得型付加価値税で賄い、その上に社会保険方式の年金を二階部分にする考え方であった。

当時私どもは、将来年金制度はできるだけ統合一元化すべきだ

との考え方を持っていて、制度審の二階建て年金構想の実現性には大きな疑問を抱いていた。なぜなら所得型付加価値税を財源にした基本年金は実現性が薄いこと、もう一つは厚生年金は既に四十年以上、國民年金でも二十数年経っている、この上に基年金を上に乗せると、既存の年金制度はだんだん縮小していくことになるが、こういうことが果たしてうまくいかず、既存制度とのつながりに不明確な点があり、現実的にも難しいと思つていた。年金改革に当つて大事なことは、既存制度の歴史や沿革を十分尊重することと、これを白紙にして全く新しい制度をつくることは、今まで納めた保険料はどうなるのかという問題があり、实际上でできることではない。

今度の年金改革の考え方と制度審の二階建て年金構想の基本的な違いは、一つは一階部分の年金を税ではなくし、國民年金を全国民に広げて一階部分の年金制度にした点である。別ない方を

すると、制度審は一階部分が税方式の年金であるのに対し、今回の改革は、従来の國民年金の考え方を踏襲した拠出制・社会保険方式で基礎年金をつくったこと。またこういうかたち以外には「二階建て年金構想の実現は不可能であった。

た。

しかし長い間保険料を払ってきた実績をご破算にして、保険料を掛けた人も掛けない人も全部税金で一率五万円の基礎年金を出すことは、簡単にはできない。同時に仮に税方式をとれば、六十五歳以上の人に月五万円を支給すると、将来莫大な給付費がかかる。社会党案のように、全部税金で単身六万円、夫婦十万円の年金を六十一年度から実施すると、約八兆円必要である。いま六十五歳以上の人には大体一千二百万人だが、将来、二倍程度の一千数百万人にふえてゆき、現在の價格で十六~十七兆円ぐらいかかる。これだけのお金を基礎年金にすることは、やりたくてもできないと思う。

いま年金の国庫負担は福祉年金を入れて約一兆七千億円、國全体の予算が約五十兆円、このうち厚生省が大体十兆円、その中で

医療費が二兆数億円、年金が二兆七千億円、さらにこれを分けると国民年金に約一兆、厚生年金に一兆、福祉年金に九千億円程度になっている。これも本来は三兆三千億円ぐらいの国庫負担があるのを、行革特例法で厚年の国庫負担を繰延べをしていること、さらには国民年金の国庫負担と福祉年金にかかる費用を平準化しているため二兆七千億円になっている。この国庫負担をさえ、現在の国家財政の下で非常に四苦八苦している状況である。さらににもかかわらず、一挙に八兆円もの財源をどうして調達するかが問題である。目的税を創設するか、いまの税体系の中で増税するということにならざるを得ない。いずれの方法も無理ではないかと思う。年金給付費は小さく見積りても年一〇%ぐらいたつ伸びていく。これは六十五歳以上の人口が三四%あると、スライド分が加算されるためである。こういう状況も考えると今回は税方式には踏み切れなかつた。

国民年金ができる時にも、全部無拠出でやるべきとの議論が強く、保険料の徴収に猛反対があつた。しかしこれを何とかぐいり抜け今日の姿になっている。創設の時税方式でやつたら、国民年金がいまのような大きな発展をしていったとは到底思えない。私は、年金制度といつものは保険料を掛けた人にそれなりの年金を出していく拠出制にしなければ、将来ともやつていけないという確信を持つて、国会に臨んだ。

### 財政基盤の確立

ない。

### 重くなる国年の責任

半面、それだけ国民年金の責任が重くなつたわけで、喜んではばかりはいられない。確かに国民年金は形の上でもよくなつたし、財政的にも将来とも安泰なものになつた。しかしそれだけに国民年金自体の運営をきちんとしなければならない。これからは厚生年金からもお金がくるし、共済からも国民年金に拠出金が入つてくることになるので、他の年金制度から国年への注文がいろいろ出てくるだろう。

第一の注文として考え方のは、国民年金も保険料を払える人は本当にきちんと払つてもらいたいということである。そこで注目しなければならないのは免除率で、ここ十年ほど免除率が次第に高まつてきており、しかもその割合は高いところは四〇%、低いところで九%と地域によつて大きな開きがある。これは余りにも差があるような感じで、県によつてこれだけの差があるといつてであろう。

國年にはサラリーマンと違ひ全く所得のない人や所得があつても極めて低い人、生活保護などを受けている人も含まれているので、一概に議論できぬ一面がある。それにしても他の制度からお金を出し合つて基礎年金をみんなで支えていくことになつた以上、国民年金も多少生活が苦しくとも、保険料を払つてもらうように

今回の改正でよかつたことの一つに、国民年金の財政基盤が確立したことがあげられる。国民年金は制度ができたのが遅いが、成熟度は高い。そのため保険料収入と給付費が同程度という、いわば賦課方式に近い状態になつてゐる。もう一つは、長年の懸案であつたサラリーマンの妻の扱いがはつきりしたことである。被用者の妻を全部強制加入にして、実効が上がるか疑問もある。かといって適用除外にして厚生年金に入れてしまつたら、現実に保険料を払つてゐる任意加入七八百万人が全部抜けると、国民年金は大変なことになる。

今回サラリーマンの妻を全部国民年金の強制加入にし、保険料は厚生年金から一括して国民年金の会計に入れるうことになった。これは実施面ではむずかしい問題を残してゐるが、こういう形でサラリーマンの妻の問題に決着をつけ、基礎年金に必要な経費は各制度から拠出金を保険料を払ふる人の頭数で出してもらうことで、国民年金の財政基盤がしつかりした。

これを指して、今回の改正は国民年金の財政救済であるとの見方をする人がいる。財政調整とか財政救済とかいう言葉は、健康保険でよく使われ、国民健康保険が財政的に苦しいので、黒字の健康保険組合がお金を出して財政力の平準化をはかるという考え方である。このように財政調整というのは国保、健保組合というように制度を分立させていくことを基本にしている。これに対し、今回の年金改正は、国民年金を土台に全国民一体の基礎年金にする。実質的に新制度に衣替えして、財源も各制度から公平に負担してもらうことにしたもので、決して財政調整とか財政救済では

しなければならない。基礎年金への拠出は免除者を除き保険料を納めた人達の分だけ持ち寄るので、國年の免除者が多くなると、他制度の負担が多くなる。つまり厚年や共済が持つ、いわばサラリーマンの負担が重くなるわけで、これが国民年金の救済といわれる理由にもなつていて。

こうすることを考えると、基礎年金を将来とも国民全体の制度として発展させるためには、国民年金の運用をきちんとすると同時に、未加入者ができるだけ少なくする必要がある。どうしても入らない人はしようがないというようなことは許されない。国民年金サイドからいふと、保険料は七千円近くからスタートし、いずれ一万円、一万三千円と高くなつていき、確かに大変かも知れない。しかし他の制度には免除制度はなく、どんなにサラリーマンでも給料から天引きされる。こうじうこととのバランスを考えても、保険料の徴収については今までより以上にシビアに努力をしなければならないといえる。

### 第三号被保険者の問題

もう一つは第三号被保険者の問題がある。これまでと大きく違う仕組みで出発するのはこのグループである。サラリーマンの妻は保険料を払わないで、基礎年金を受けることになるため、保険料免除とは違つた意味で事務手続きなどが重要となつてくる。

国会でも単身者と家庭に奥さんいるサラリーマンの保険料に差をつけた方がよいという意見があつたが、健康保険と同じ考え方

で扶養親族が何人いても保険料率は同じにした。そこでサラリーマンの奥さんの事務管理——厚年適用者の妻であるかどうか、その人の所得はどのくらいか、離婚した場合の移動など厳密に全部把握しておかないと、サラリーマンの妻への年金で公平性が保てなくなる。ここが市町村に大変苦労をかける点で、市町村だけでは十分把握できないケースもあり、事業所と連絡を密にして初めてできることかも知れない。果たしてこの細かい管理が四十年の長期にわたってうまくいくだらうかと心配する向きもあり、国民年金に新しい宿題が課せられたといえよう。

## 今後の課題

今後の課題としてまず共済年金も来年四月から同時に発足できないと困るということである。現在、継続審議の状態になつてしまい、何とか年内に成立するよう私ども側面から全力をつくしたいと思っている。

幸い共済法の年内成立の必要性は政府や与党のトップが理解を示しているので、十二月下旬の通常国会前に成立するのではないか、またそなならなければならないと思っている。成立が遅れる、と、公務員の妻は、来年四月から無年金——法律の適用を全く受けない中途半端な状態になる。さらにこれまでの倍以上の年金額になつた障害基礎年金の費用を民間だけが持つというおかしな形になるうえ、新制度を実施するための事務的な準備も二度手間になるとどうよくなことも起こり得る。

今度の改正でも残された問題はいくつかある。一階部分は基礎年金で全く統合されたが、二階部分の細部にさまざまな違いが残っていて、これをそのまま残していくのかなど次の段階での宿題がある。たとえば厚年の支給開始年齢は六十歳のままよいのかどうか。給付水準を賃金の六九%で維持していくためには、支給開始年齢や保険料率を雇用状況などを見ながら考え方を出でこよう。

国民年金の保険料は現在の定額保険料でいいのかどうか将来の課題になっている。国会の審議過程で、公明党などは定額保険料は二千円にして、その上に所得に応じた段階的な保険料をとれないかと主張していた。これを実行するには一人一人の所得、一世帯当たりの所得をきちんと把握して公平な保険料にしなければならず、現在、これを的確にできるかどうか、将来うまくできる方法があれば一つのやり方ではあると思う。半面、段階的な保険料ができたとしても、給付をどうするかという問題が出てくる。やはり高い保険料を納めた人には多い年金を出すべきだという議論が当然でてくるだろう。

また国民年金に二階建てをつくるかどうか、その場合、農業者年金などとの関係をどう考えたらよいかというようにいろいろ問題はつきない。これらのことについては来年の新制度発足後の大きな宿題として取り組んでいきたい。

(60・9・5付 国民年金弘報から転載)

## 7 講演 新年金制度の発足と今後の課題

昭和六十一年六月

吉原 健一（厚生省年金局長）

お蔭様で四月から新しい年金制度が発足することができた。今回の年金改正は国民年金、厚生年金だけでなく、共済年金も同時に大前提があつただけに、法律を出した時は、果たして四月実施に間に合うかどうか心配だった。共済改正法が国会を通つて施行までに十分な時間がなかつたため、第一線の皆さんにいろいろご苦労をかけたことに対し厚く御礼申し上げる。

新しい制度が発足しても、各種審議会や国会の審議過程でいくつかの課題、宿題が残された。一つは国民年金の年金水準問題であり、これについては法律条文にその趣旨が明示されている。また法律に書かれていたが、国民年金の報酬比例—所得比例について検討するようとに、国会審議の過程で宿題とされた。

二つ目は厚生年金の支給開始年齢の問題であり、今回の大改正では六十歳の支給開始年齢をそのまま残している。これを六十五歳に引き上げるかどうか、今後の定年制・雇用状況をみて、これから検討していくことになっている。

三番目は国年、厚年、共済を通じた、いわゆる公的年金制度の

一元化を今後どういうスケジュールでやつていくかである。以上三つとも大きな問題であり、今はつきり申し上げる段階ではないが、これらの問題についていまどんな考え方でいるかをお話したい。

## 年金水準と費用負担

まず第一に国民年金の年金水準と費用負担の問題についてであるが、国会で月額五万円、夫婦一人で十万円の水準は低い、もつと上げるべきだととの議論があった。確かにこの水準をもつと上げることができればという感じは持っている。しかし基礎年金の水準を引き上げることは、すぐ被保険者の保険料負担にはね返り、実際にはなかなか難しいと思う。

費用負担については、基礎年金の給付水準が低いという半面、現在七千円（月額）の保険料が将来一万円になり一万三千円になるのは余りにも高い、もっと引き下げるべきだとの意見や主